

備考 使用時間が一時間未満であるときは一時間とし、使用時間に一時間未満の端数があるときは当該端数を一時間とする。

秋田県中央地区老人福祉総合エリア条例をここに公布する。

平成十七年七月八日

秋田県条例第六十四号

秋田県中央地区老人福祉総合エリア条例

(設置)

第一条 高齢者に対して健康の増進、生きがいの創出及びレクリエーションのための便宜を供与とともに、高齢者の福祉に関し、相談に応じ、並びに情報の収集及び提供を行うため、秋田県中央地区老人福祉総合エリア（以下「エリア」という。）を秋田市御所野下堤五丁目一番地の一に設置する。

(使用の許可)

第二条 エリアの施設のうち、次に掲げるものを使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。ただし、屋内運動広場のゲートボールコートを貸切使用によらず使用する場合は、この限りでない。

- 一 コミュニティセンターの会議室、研修室、視聴覚室、多目的ホール、茶室及び宿泊室
- 二 屋内運動広場のゲートボールコート

(使用の許可の取消し等)

第三条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止させることができる。

- 一 不正な行為により使用の許可を受けたとき。
- 二 使用の目的を変更したとき。
- 三 知事の指示に従わなかつたとき。
- 四 前三号に掲げるもののほか、エリアの管理上支障が生じたとき。

(使用料の徴収)

第四条 使用の許可を受けて第二条各号に掲げる施設を使用する者及びエリアのコミュニティセンターの休憩用施設又はエリアの屋内温水プールを使用する者から、別表に定めるところにより、使用料を徴収する。

- 2 使用料は、施設の使用的都度徴収する。ただし、回数券による使用料については、これを発行するときに徴収する。

秋田県知事 寺 田 典 城

3 前項の規定にかかわらず、知事は、特別の理由があると認める者については、使用料を後納させ、又は分納させることができる。

(使用料の減免)

第五条 知事は、特別の理由があると認めたときは、使用料を減免することができる。

(使用料の不還付)

第六条 既に徴収した使用料は、還付しない。ただし、知事は、使用者の責めに帰することができない理由により施設を使用することができなくなった場合その他特に必要があると認めた場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(指定管理者による管理)

第七条 エリアの管理は、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

(指定管理者の業務)

第八条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 使用の許可、使用的許可の取消し並びに使用の制限及び停止に関する業務
- 二 施設及び設備の維持管理に関する業務
- 三 エリアの利用を通じた高齢者の健康の増進、生きがいの創出及びレクリエーションの機会の提供に関する業務
- 四 前三号に掲げるもののほか、エリアの管理に関し知事が必要と認める業務

2 前条の規定によりエリアの管理を指定管理者に行わせる場合における第一条及び第三条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

(管理の基準)

第九条 指定管理者は、前条第二項の規定により読み替えて適用される第三条に定めるもののほか、使用時間及び休業日にに関する基準その他の規則で定める管理の基準に従つてエリアの管理を行わなければならない。

(利用料金の收受)

第十条 第七条の規定によりエリアの管理を指定管理者に行わせる場合は、指定管理者は、使用的許可を受けて第二条各号に掲げる施設を使用する者及びエリアのコミュニティセンターの休憩用施設又はエリアの屋内温水プールを使用する者から利用料金を自己の収入として收受するものとする。この場合において、第四条から第六条までの規定は、適用しない。

(利用料金の承認)

第十一條 利用料金は、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。これを変更するときも、同様とする。

2 知事は、前項の承認の申請があつた場合において、当該申請に係る利用料金が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、同項の承認をしなければならない。

一 別表の規定を基準として定められていること。

二 第八条第一項各号に掲げる業務の適切な運営に要する費用に照らし妥当なものであること。

三 特定の使用者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

4 指定管理者は、第一項の承認をしたときは、当該承認をした利用料金を公告するものとする。

（指定管理者は、第一項の承認を受けた利用料金をエリアにおいて公衆の見やすいように掲示しておかなければならぬ。）
（利用料金の減免）

第十二条 指定管理者は、特別の理由があると認めたときは、利用料金を減免することができる。

（利用料金の不還付）

第十三条 指定管理者が既に収入として收受した利用料金は、還付することができない。ただし、指定管理者は、使用者の責めに帰することができない理由により施設を使用することができなくなった場合その他特に必要があると認めた場合は、その全部又は一部を還付することができる。
（規則への委任）

第十四条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
（準備行為）
- 2 第十一条の規定による利用料金の承認に関する手続は、この条例の施行前においても行うことができる。
（秋田県中央地区老人福祉総合エリア等使用料徴収条例の廃止）
- 3 秋田県中央地区老人福祉総合エリア等使用料徴収条例（平成九年秋田県条例第十一号）は、廃止する。

別表（第四条、第十一条関係）

- 一 コミュニティセンター
- （一）施設使用料

備考

一 会議室、研修室、視聴覚室、多目的ホール又は茶室の使用については、使用時間が一時間未満であるときは一時間とし、使用時間に一時間未

満の端数があるときは当該端数を一時間とする。

二、会議室、研修室、視聴覚室、多目的ホール又は茶室の使用において、使用者が入場料（使用者が、いずれの名義でするかを問わず、これらの施設の入場者から徴収するその入場の対価をいう。）を徴収するとき又は使用者が入場料を徴収しない場合で営業その他これに類する目的をもつて使用するときの使用料の額は、この表に定める額に一・五を乗じて得た額とする。

三 この表において「幼児」とは、三歳から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

(二) 設備使用料

分 使 用 料 の 額 (一式一回につき)

一六ミリ用映写機

スライド用映写機		オーバーヘッドプロジェクター		ビデオテープレコーダー		スライド用映写機	
区分	区分	使 用 料 の 額	使 用 料 の 額	区分	区分	使 用 料 の 額	使 用 料 の 額
一般	一般	三〇〇円	三〇〇円	一般	一般	六〇〇円	六〇〇円
一般	一般	一、五〇〇円	一、五〇〇円	一般	一般	三、〇〇〇円	三、〇〇〇円
一般	一般	一一〇〇円	一一〇〇円	一般	一般	五八〇円	五八〇円
一般	一般	五〇〇円	五〇〇円	一般	一般	五八〇円	五八〇円
幼児、小学校児童及び中学校生徒	幼児、小学校児童及び中学校生徒	二〇〇円	二〇〇円	小学校児童	小学校児童	三五〇円	三五〇円
高等専門学校生徒及び高等専門学校の学生	高等専門学校生徒及び高等専門学校の学生	三五〇円	三五〇円	一般	一般	一一〇〇円	一一〇〇円
屋内温水プール	屋内運動広場(ゲートボールコートに限る。)	四三〇円	四三〇円	二　屋内運動広場及び屋内温水プール	回数券(六回券)	一、五〇〇円	一、五〇〇円
一般	一般	一一〇〇円	一一〇〇円	区分	区分	一人一回につき	一人一回につき
一般	一般	一一〇〇円	一一〇〇円	区分	区分	三人一回につき	一人一回につき

屋内温水プール回数券(六回券)	高等学校生徒及び高等専門学校の学生	一、七五〇円
	一般	一一、五〇〇円

備考

一 屋内運動広場の使用については、使用時間が一時間未満であるときは一時間とし、使用時間に一時間未満の端数があるときは当該端数を一時間とする。

二 この表において「幼児」とは、三歳から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

三 この表における「高等学校生徒及び高等専門学校の学生」には、これらの者に準ずる者を含むものとする。

四 この表において「一回」とは、規則で定める時間帯のうちいずれか一の時間帯における使用をいう。

秋田県南部老人福祉総合エリア条例をここに公布する。

平成十七年七月八日

秋田県条例第六十五号

秋田県南部老人福祉総合エリア条例

(設置)

第一条 高齢者に対して健康の増進、生きがいの創出及びレクリエーションのための便宜を供与とともに、高齢者を人所させて養護し、及び高齢者を入れさせて日常生活上必要なサービスを提供するため、秋田県南部老人福祉総合エリア（以下「エリア」という。）を横手市字菅生田二百四十五番地の三十四に設置する。

(使用の許可)

第二条 エリアの施設のうち、次に掲げるものを使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。ただし、屋内運動広場のゲートボールコートを貸切使用によらず使用する場合は、この限りでない。

- 一 コミュニティセンターの会議室、研修室、視聴覚室及び宿泊室
- 二 屋内運動広場のゲートボールコート

- 三 軽費老人ホーム
四 老人専用マンション
(使用の許可の取消し等)

第三条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止させることができる。

- 一 不正な行為により使用の許可を受けたとき。
- 二 使用の目的を変更したとき。
- 三 知事の指示に従わなかつたとき。
- 四 前三号に掲げるもののほか、エリアの管理上支障が生じたとき。

(使用料の徴収)

第四条 使用の許可を受けて第二条各号に掲げる施設を使用する者及びエリアのコミュニティセンターの休憩用施設又はエリアの屋内温水プールを使用する者（エリアの老人専用マンション（以下「老人専用マンション」という。）を使用する者を除く。）から、別表第一に定めるところにより、使用料を徴収する。

2 老人専用マンションを使用する者から、前項に定めるもののほか、別表第二に定めるところにより、入居一時金を徴収する。

3 使用料は、施設の使用的都度徴収する。ただし、回数券による使用料にあってはこれを発行するときに、次の各号に掲げる使用料にあっては当該各号に定める日までに徴収する。

一 エリアの軽費老人ホームの使用料及び老人専用マンションの使用料（次号に掲げるものを除く。） 施設を使用した月の末日

二 老人専用マンションの入居一時金 施設の使用を開始することとされた日前において知事が定める日

4 前項の規定にかかわらず、知事は、特別の理由があると認める者については、使用料を後納させ、又は分納させることができる。

(使用料の減免)

第五条 知事は、特別の理由があると認めたときは、使用料を減免することができる。

(使用料の不還付)

第六条 既に徴収した使用料は、次条の規定の適用がある場合を除き、還付しない。ただし、知事は、使用者の責めに帰することができない理由により施設を使用することができなくなつた場合その他特に必要があると認めた場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(入居一時金の還付)

第七条 老人専用マンションを使用する者（一年以内の期間を定めて使用する者を除く。）が当該施設を九年以内の期間使用してその使用を終了した場